インドネシア最高裁との法・司法分野における協力を語る (日本側の視点から) ~松川充康判事インタビュー~

大阪高裁判事 松川 充康(語り手) 国際協力部教官 黒木 宏太(聞き手)

プロジェクトがない時期のインドネシアへの法整備支援はどのようなものであったのか *「何のスキームもなかった。|*

松川充康判事¹(以下,当時の呼称を使用し「松川教官」という。また,関係者も当時の肩書による。)が,この時期の法整備支援について,そのように語ったのは,2021年4月5日のことだった。

松川教官は、2010年4月から2012年3月まで、国際協力部教官として、インドネシアへの法整備支援に関与されておられたが、今回のインタビューに快く応じてくださった。



【インドネシアの活動の様子(2011年当時の様子。松川教官は中央発表者。)】

¹ 三代目の裁判官出身の国際協力部教官であり、在籍期間は2010年4月から2012年3月まで。その後、地裁・高裁で民事通常事件(京都地裁・大阪高裁)を担当されるほか、知財部(大阪地裁)・ロースクールへの派遣教員(京都地裁)や、最高裁経理局及び同行政局での司法行政分野でもご勤務。

国際協力部では、JICAの枠組みの下、インドネシアへの法整備支援として2007年3月から2009年3月まで、和解・調停プロジェクトを実施し、さらに、2015年12月から2021年9月まで、知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトを実施している。

言い換えれば、プロジェクトとプロジェクトの間の約6年間は、JICAプロジェクトがない期間であったといえる。そのような中でも、国際協力部は、和解・調停プロジェクトが終了した後の上記約6年間も、インドネシア最高裁との間で、法・司法制度分野での協力を継続してきた。

この時期のインドネシアへの法整備支援はどのようなものであったのか。本稿は、その時の状況を、松川教官の視点から語っていただいたものである。プロジェクトのようなスキームがない中で、ロジ等の面でかなりのご苦労をしながらも、インドネシアへの協力を継続していたことが良く分かった。何よりも、法整備支援においては、本質的な課題をしっかりと洞察した上で、様々な工夫・努力を重ねながら、本質的な協力することが大事であるということが良く分かるインタビューとなった。また、当時は戦略的な法整備支援という考え方が乏しかったという点も興味深いところではある。インタビュー後の感想としては、日本という立ち位置や、法・司法分野のポテンシャルは、私達が理解しているよりも大きなものであり、それらを踏まえた戦略的な法整備支援がされているかについては、不断に吟味されるべきものなのであろう。



【インタビューに応じていただいた松川充康判事】

なお、松川教官が国際協力部教官として在籍された当時前後を中心とした、インドネシアの法整備支援の経過は、次のとおりである²。

² 松川充康「インドネシア司法に関する実情調査報告」 I C D N E W S 第 49 号(2011年12月号)122頁以下。また、インドネシアへの法整備支援を通観できる資料として、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート」 I C D N E W S 第 67 号(2016年6月号)51頁以下も参照されたい。

【インドネシアの法整備支援の経緯】

- •2002年
- ·2007年3月~2009年3月
- ・JICA枠組みによる交流開始
- ・「JICA和解・調停支援プロジェクト」 成果物① 調停に関する最高裁規則及び注

釈書

成果物② 調停人養成研修のカリキュラム 及び教材

· 2010年3月

- ・インドネシア最高裁アチャ民事部長等を招 へい(国際協力部予算)
- → JICAプロジェクトを通じて形成された人的信頼関係を基礎に、今後も交流を続けていくことに。
- ·2010年8月

- ・インドネシア現地訪問(国際協力部予算)
- → 草野教授らと共に、和解・協力普及セミナーに協力するとともに、インネシアの裁判官養 成制度に関する調査を実施。
- ·2010年10月

- ・インドネシア最高裁判事ら10名が来日 (5名は国際協力部予算による招へい,残 り5名はインドネシア側負担)。
- → 司法研修所などを訪問し、日本の法曹養成制度を研究。
- · 2011年8月

・インドネシア現地における法・司法の実情 調査

• 2011年11月

- ・インドネシア最高裁判事ら10名が来日 (5名は国際協力部予算による招へい,残 り5名はインドネシア側負担)。
- → 日本の法曹養成、民事訴訟などを研究。
- •2012年

- ・大谷剛彦最高裁判事がインドネシア海外視察(最高裁判事のインドネシア訪問は34 年ぶり)
- → 在インドネシア大使館においても、プレスリリース(写真付)された。
- 2015年

『知財プロジェクト』がスタートする

「何のスキームもなかった」

―― 松川教官は、ちょうど、和解・調停プロジェクトが終わって1年後に、国際協力部 教官として着任されましたが、その時の担当国とかはどのようなものだったので しょうか。インドネシアについて、プロジェクトが終了した後、どのようなことを することが期待されていると言われたのでしょうか。

松川 インドネシア担当となった私の立場から見たときの率直な言い方になりますが、何

のスキームもない、という状態でした。JICAの和解・調停プロジェクトが終了した直後だったわけですが、その後インドネシアという国と法分野でどのように交流を深めていくか、という長期的な目線でのスキームは練られていませんでしたし、枠組みもなかったというのが、当時の状況です。

一方,裁判官教官の担当国については、当時の裁判官教官の状況を説明したほうが分かりやすいと思いますが、先代の裁判官教官の宮崎さんは、カンボジアでの仕事をかなりコミットしてやっていました。というのも、宮崎さんの時代は、カンボジアの法整備支援が裁判官養成を内容としていながら、裁判官出身の長期専門家がいなかったこともあり、裁判官教官がカンボジアの仕事にかなりのエネルギーを費やさざるを得なかったわけです。それに対し、私が着任したタイミングで裁判官出身の岡本さんが、カンボジアの長期専門家に派遣されることになりました。そのため、裁判官教官として、カンボジアに割く労力が減り、裁判官教官というリソースを他業務や企画立案などに振り向けるだけの余力が生まれたというのが、国際協力部内の組織的状況だったと思います。

そういった状況下で、現在、国際刑事裁判所(International Criminal Court, ICC)³の判事を務めていらっしゃる赤根智子部長から、インドネシアを担当し、長期的なあり方を含めて検討するように言われました。

"法整備支援観"も違った

―― 現在は、一つのJICAプロジェクトが終わると、次のプロジェクトもすぐに始まる、いわゆるシームレスで続いていったりします。インドネシアのこの時代については、和解・調停プロジェクトの後に、新たなJICAプロジェクトが続かなかった理由などはあるのでしょうか。

松川 そこは推測の域を出ないところがありますが、まず前提として、和解・調停プロジェクトは、インドネシア側からも良い評価をされていたと思います。ただ、現在は分かりませんが、当時は、法整備支援のあり方といいますか、相手国との関わり方についての思想の違いといいましょうか、いわゆる"法整備支援観"の違いのようなものが関係者間でも分かれていて、その思想的違いが具体的に表れてしまっていたのがインドネシアとの関係だったといえるかもしれません。

この思想的違いというものをすごく単純化して言えば、一つの考え方は、法整備支援は、一つのプロジェクトとして一定の良い成果が出たら、後は、支援・被支援という関係性から極力早く抜けて、相手国の自律性・自助努力に委ねるべきというものです。このような思想によれば、一つのプロジェクトが終わった段階で、シームレスに別プロジェクトを立ち上げるという発想よりも、むしろ、プロジェクトという枠組みはそこで終了させる発想になりがちで、コンパクト志向と言ってもよいか

³ ローマ規定によって創設されたオランダのハーグにある国際常設裁判所で、国連の裁判所である国際司法裁判所 (International Court of Justice) とは異なる。詳細は次のウェブサイトを参照。https://www.icc-cpi.int/

もしれません。もう一つの考え方は、一つのプロジェクトをきっかけにして、法分野での交流を広げていくことを基本姿勢に持つべきという考え方で、この思想によれば、特に法整備支援対象国となったばかりの国との関係では、一つのプロジェクトが終わったからと言って、直ちに法整備支援そのものの卒業を目指すのではなく、積極的に支援・交流のチャンネルを広げていくという発想になりやすいわけです。

現在は、どちらかというと後者のように、法整備支援は長期的なものであるという考え方が主流かもしれませんが、当時は、ベトナムやカンボジアのプロジェクトが大型かつ長期のものであったことの揺り戻し的なところもあってでしょうか、インドネシアのように新たに法整備支援対象となった国との関係では、早めに法整備支援を卒業すべきという考え方が、JICAではやや強くなっているのかなと感じられました。インドネシア法整備支援のJICAプロジェクトが1タームのみで終了となったのは、そういった背景事情もあってのことと理解しています。

このような思想的な対立軸はあくまで単純化した図式であり、実際には、どちらかが絶対的に正しいというよりも、どうミックスして考えていくかという話かとは思います。ただ、少なくとも当時のインドネシアとの関係に絞って言うと、私個人としては、「支援」というスキームについて、どこかの段階で卒業を考えるべきなのは当然としても、法整備支援という事の性質や、特にインドネシアへの法整備支援がまだ始まったばかりであったことを踏まえると、せっかく法分野での交流を深めていくきっかけを掴めているにもかかわらず、これを直ちに手放すのはあまりにもったいなく戦略性もないように感じました。そして、国際協力部の中では、赤根部長や森永太郎筆頭教官も、同様の考えであったことから、具体的な絵はないながら、とにかく何らかの形で独自の協力関係を続けていくこととなったものです。



【インタビューの様子】

「法分野には大きなポテンシャルがある」

- 現在とはだいぶ違いますね。インドネシア現地の状況や日本の状況なども、現在とは全然違うのでしょうか。
- 松川 そうですね、例えば体制面で言えば、法整備支援を含めてODAプロジェクトの企画・立案では、在外公館がかなりの役割を担っているという理解なのですが、当時、ASEANのどの国にも、ジャカルタにあるASEAN日本政府代表部にも、法務アタッシェはいませんでした。アジアで法務アタッシェがいたのは、中国だけであったかと思います。今は、確かASEAN日本政府代表部に法務アタッシェが置かれているんですよね。

日本国内についても、法務省の官房にまだ国際課はありませんでしたし、法務総合研究所国際協力部も大阪で細々とやっている部署というイメージでした。本来、法整備支援は、法分野での国家戦略・国際戦略の重要チャンネルという位置づけで、本省の官房が取り仕切って然るべきくらいの業務な気がするのですが、正直やや端っこ扱いで、本省の多くの方々にとっては、視界の外というのが実態だったかもしれません。

そのような状況下で、法整備支援を重要なものだと考えていた人たちは、法務省内でも少数派であったかもしれませんが、そのような少数派の方々が、現在も、リピーターとして法整備支援を含めた法分野の国際戦略・業務に何らかの形で関わっているようで、法整備支援の一端に関わった者として嬉しく思っています。

- 一 法整備支援の重要性・価値の認識は、当時は今ひとつだったと思いますが、現在はいかがでしょうか。
- **松川** 現在は、法務省にも官房国際課が創設され、司法外交という言葉も普通に使われているようですが、そういうことだけ見ても随分と政府・法務省内の温度感は変わったんだろうなあという印象を受けます。

法整備支援に対する理解度・浸透度ということと絡んで、当時感じていたことをもう1つ付け加えると、国の国際戦略という中で法分野という切り口が持つ潜在的可能性がもっと顧みられてしかるべきなのに、ということを感じていました。法整備支援は、それだけが独立して存在するというよりも、そういう全体戦略の中での大事なチャンネルという位置付けと思っていました。そういう戦略性をもって行動している国も相当数あると思いますが、特にイギリスはすごいですよね。植民地政策等とも絡み、功罪があるでしょうから、手放しで讃えるものではありませんが、アジアで言えば、シンガポールや香港といった貿易上の要所がイギリス法を継受し、仲裁など国際的な紛争解決のハブとなっているのは、イギリスが戦略的に自国法を展開したことの遺産であり、当該地域の経済発展とイギリスの産業としての側面が両立されている面があるように思います。繰り返しながら、功罪がある話であることをしっかり踏まえつつも、法分野という切り口が、そこまでの影響力やポテンシャルを持っているものだという理解を持った上で法整備支援というものに向き合

う必要があると思うのですが、そのあたりの認識には、当時はもちろん、現在でも、個人差がかなりあるかもしれませんね。

- ―― 当時は大阪に国際協力部があったので、物理的距離も官房とは離れていましたよね。
- 松川 大阪の時は法務省本省や外務省・JICAなど法整備支援に関する意思決定上重要なアクターと、軒並み物理的に遠く離れていたので、その意思疎通は実に苦労しました。法整備支援の場合、純然と研修を実施・執行しているというよりも、かなり企画立案的な側面もありますからね。現在は、法務省本省内で国際戦略を描くセクションとして官房国際課が出来たことに加えて、国際協力部も昭島に移転したので、かつてよりも意思疎通はしやすくはなっていると想像するのですが、いかがでしょうか。まあ、今でも、霞が関と昭島という形で、物理的に離れている状態自体は続いているので、依然意思疎通の難しさはあるのかもしれませんが・・・。

日本にとって一番近いイスラム教徒の多い国

インドネシアの重要性や、魅力についてはどのようにお考えでしょうか。

松川 私が今更言うまでもないことではありますが、人口規模が大きく、経済成長も著し い上、ASEANの盟主という立場にもある国ですから、日本にとって経済的・外 交的に見て重要なパートナーですよね。それと、日本にとって一番地理的に距離の 近いイスラム教徒の多い国という側面も大事なことだと思います。イスラム教の 国々は、中東やアフリカが中心なので、日本からは、地理的にも心理的にもどうし ても遠く感じられがちですが、インドネシアというご近所の国と親しく付き合うこ とで、イスラムについて学べる側面もあるのではないかと。また、過去のICDN EWSで、インドネシアの最高裁判事の方が、日本人はイスラムでないのに、イス ラムっぽいところがあるという寄稿を書かれていた⁴記憶ですが、両国の間には、 宗教的な違いというところを超えて通じる面もあるのかもしれません。更にいえ ば、イスラム教とキリスト教との関係は歴史的にとても難しい経過をたどってきて いるわけですが、そういった状況だからこそ、日本という国の独自性や貢献できる 部分があるということもたびたび言われていますよね。イスラム教徒の人口は、今 もどんどん増えていて、あと数十年もすればキリスト教徒の人口と同規模になり、 そのうち追い抜く、という調査レポートがあった記憶ですが、そういう時勢もよく 踏まえておく必要がある気がします。

一方、インドネシアとの関係だけではなく、法整備支援ではよくある話かもしれませんが、何でも期限どおりにきっちりやろうとする(し過ぎる)日本と比べると、インドネシアは何かとおおらかなところがあって、両国の間にはさまれる担当者としてはつらい場面もけっこうありました(笑)。そういう苦労を割り引いても、イ

⁴ インドネシア最高裁判事のリフヤル・カバー博士の「日本人から学ぶ」 I C D N E W S 1 2 号 (2 0 0 3 年 1 1 月 号) のことである。

ンドネシアという国には不思議な奥行きの深さというか,魅力を感じていました。 しゃべってたら、久々に行きたくなってきました。

インドネシアの立場からみても、日本は付き合いやすい国という感じでしょうか。 松川 片思いでないと信じています(笑)が、インドネシアの立場からみても、今申し上 げたような事情もあって、いわゆる欧米の国々とは違った近い距離感を感じても らっているのではないでしょうか。法分野も含めて、そういう距離感をお互いに大 事にしていけるといいなあと感じます。

内容(サブ)も全く決まってなかった。逆に、それが本質的な支援を考えるきっかけに なった面もある。

- 話を元に戻しますが、プロジェクトが終了したものの、インドネシアはそのような重要性などがあり、国際協力部内での法整備支援観もあって、国際協力部で独自に協力を続けていくということになりますが、内容面(サブスタンス)については、何から始めようというお考えだったのでしょうか。
- 松川 内容 (サブ) については、良くも悪くも全く何も決まっていませんでした。ただ、逆にいえば、しばりもなかったわけですので、インドネシア側で関心がある事項で、日本側で提供できるテーマであれば、何でもありだったとはいえます。何らかの特定のテーマにこだわるのではなく、まずは、幅広に風呂敷を広げた上で、お互いに重なり合うところを見つけて、それを中心にスキーム5を作って、とにかく何かしら始めていくことが大事だと思っていました。ただ、スキームを作るといっても、以後、そのテーマでしか交流しないということではなくて、むしろ、関係を深めていく上でのきっかけといいましょうか。個々人でも、共通の趣味があれば、そこをきっかけに話題も広がりやすいですよね。
- 一 和解・調停プロジェクトの続きでやるという発想ではなかったということですね。 松川 先ほどもお話したとおり、和解・調停プロジェクト自体は、インドネシア側から良い評価を受けていたと思いますし、草野先生や稲葉先生といった有識者の先生方も、インドネシアとの関係を大事にし、フォローアップもしてくださっていまし

他方で、和解・調停というアプローチは、インドネシアが抱えている課題の氷山の 一角といわざるを得ず、そこだけをテーマにしていてもより本質的・根本的な課題 に近づいていくことはできないだろうというような印象も持っていました。

―― インドネシア側が抱えている課題は,どのように分析されていたのでしょうか。

た。

松川 当時のインドネシア側の課題は、上告事件が多すぎて、最高裁の事件処理が回っていないという眼前のことがよく言われていましたが、より根本的には、司法に対す

ICD NEWS 第88号(2021.9)

⁵ 結果として、どのようなスキームになったかについては、前掲注2の松川充康「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICDNEWS第49号(2011年12月号)115頁及び同「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究」ICDNEWS第50号(2012年3月号)83頁以下を参照されたい。

る基本的な信頼が得られていないこと, 更にいえば, 研修のあり方も含め, 司法を担う人材の育成がうまくできていないようでした。

他方で、最高裁などの事件数が多すぎるという課題のソリューションとして、日本は裁判所での和解・調停がワークしているようだからといって、和解・調停「だけ」からアプローチするのは、日本の民事裁判の感覚からすると、限界を感じざるを得ませんでした。日本の民事裁判で和解が一定の割合でできている背景には、裁判所の判断の予見可能性であったり、それを裏付ける判例・学説の積み重ねやそういった情報・資料の浸透があったり、などの"見える化"があればこそかと思います。「和解・調停」というテーマは、お付き合いをはじめるきっかけとしてはありだと思いますが、それだけを話題にしていては、本質的な議論に至らず、表面的な支援や交流で終わってしまうという危機感を持ちました。このような法整備支援の有する多層性を洞察した上で、法整備支援を戦略的にやっていく必要性があると感じたものです。

また,こういう法整備支援,特に民事紛争解決に関わるような支援の枠組みを検討 する上でも、裁判官教官がきちんとコミットすることの重要性も感じました。

日本の裁判官育成の中核はOJT (On the Job Training)

- ―― インドネシア側で関心がある事項で、日本側で提供できるものというのは、どのように見つけていかれたのでしょうか。
- 松川 言うは易き行うは難しな気もしますが、日本の法制度や司法が、様々課題の指摘はありながらも一定の信頼を得ていることの肝がどこにあるのか、日本側がきちんと自覚的に認識し、見える化していくことが大切だと思っていました。例えば、日本の裁判官室は、4名程度が一緒に執務する環境で、しかもベテラン・中堅・若手といった組み合わせにあえてしているわけですが、これは何となくしているわけではなくて、裁判官同士の合議を充実させるためであったり、それを通じた人材育成、知恵や経験の承継ということも意識しているわけです。

裁判官の育成ということをテーマにすると、相手国からは、司法研修所のことなどに目が向けられがちで、それ自体は結構なのですが、一方で、こういう裁判官室やそこでの人・席の配置など、基本インフラ・仕組みとでもいうべきものに潜んでいる人材育成の本質的部分も、きちんと見える化して伝えていかないと、せっかく日本が法整備支援をする意義が半減してしまう気がします。私は、インドネシアに限らず、裁判官向けの法整備支援で本邦研修などをするときには、できるだけ裁判官室を訪問先に入れるようにしていましたが、物見遊山でそうしていたわけではなく、そこに日本の司法の本質がかなり凝縮されていると思っていたからです。ただ、普通に見学しただけでは、「へー」程度の感想で終わってしまうため、裁判官

⁶ インドネシアでは、汚職の問題に加え、判決の予見可能性が低く、司法が国民からの信頼を得られていないことが問題とされている。

室の様子、そこにベテラン・中堅・若手の裁判官が同席している様子などを相手国の皆さんに生で見てもらった上で、日本の人材育成、知恵・経験の承継うんぬんという話を補足的に説明すると、実感をもって伝わりやすいというわけです。

また、インドネシアの裁判所の裁判官室には、日本の裁判官室のように文献・資料が充実していない⁷ということも聞きますが、そういう面でも、文献などがずらっと整備されている日本の裁判官室を見学してもらうことで、日本の司法が何を大事にしているかを百聞は一見に如かずで伝えられるとも思います。それと、日本ではなかなかピンときにくい話にはなってしまいますが、日本の裁判官室で、3、4名の裁判官が一緒に執務しているのを見た某国の某見学者が、この執務環境だと、裁判官の賄賂授受もしにくくできますね、との感想を言っていたことがありました。現場を見てもらうことで、日本側の意図を超えた発見をしてもらうこともあるわけで、実はこういうところにも、法整備支援の本質的なことが潜在しているのだと思っていました。

- ―― 裁判官の養成というのは各国でも取り組んでいることの一つですが、松川教官の時代のインドネシア⁸の研修では、日本の裁判官の育成のうち、司法研修所の存在に加えて、〇JTの重要性についてきちんと説明されているのが印象的です。
- **松川** 日本の法曹養成を語るときには、司法修習生のときに、法曹三者共通の制度になっているというのは大きいところの一つですよね。

一方,裁判官の養成についていえば、日本の特徴は、先ほども触れたように、裁判官室のつくりやそこでの合議、人事の仕組みなどが組み合わさったOJTの部分が大きい。例えば、黒木さんも経験済みと思いますが、若手の裁判官は、難しい合議事件で、ベテランの裁判長と中堅の裁判官と共に事件に取り組み、しかもその主担当として判決のファーストドラフトの起案までするわけです。また、日本では、高裁と地裁を行き来する人事異動をすることも珍しくないですし、地裁間でも、大規模庁と小規模庁を行き来することも普通にありますが、こうすることで、司法サービスの質が全国的にバランス良く保たれますし、OJTも自ずとワークしやすいのかと理解しています。

これに対し、インドネシアは、昇進と異動が一体化しており、高裁から地裁に異動することや、大規模の地裁から小規模の地裁へと異動することが原則としてないわけですよね。この仕組では優秀な裁判官ほど、若手のいない裁判所へと異動(=昇進)していってしまうわけで、OJTが作用しにくいシステムのように感じた記憶があります⁹。

[「]インドネシアでは、図書室までいかないと文献を調べることはできない。」とのことである。前掲注4の「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究」ICDNEWS第50号(2012年3月号)76頁。

^{*} 前掲注5の「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究」ICDNEWS第50号(2012年3月号)83頁以下では、「インドネシアは、裁判官任官後の研修にも強い関心を持っているが、もっぱら全国の裁判官を研修所に集めての研修に目を向きがちであり、OJT (On the Job Training)、すなわち、職務を通じて、どう研さんしていくかという発想が薄いように感じられる。」と指摘されている。

 $^{^9}$ インドネシアでは、1A(その中でも特Aと通常のAがある)、1B、2に分けられるが、1Aの地裁の所長・副所長になる際、あるいは、それ以降高裁判事になる際には特別の試験が課される。前掲注2の松川充康「インドネシア司

もちろん、日本のやり方が唯一の解ではないわけですので、そこは押しつけにならないよう留意しながらですが、裁判官の養成がテーマだとしても、「狭い意味での研修」だけに注目するのではなく、ハード面やシステム全体の中にビルトインされている仕掛けのようなことの重要性も伝えることで、より幅広な視点やきっかけを提供できるように意識していました。

- 一 なお、現行のプロジェクトや新規プロジェクトでは、引き続き、インドネシアにおける知財を担当する裁判官の養成ということになりますが、知財部のご経験もある松川教官からみて、日本における知財裁判官の育成というのはどのように考えておられますか。
- 松川 あくまで私の理解で申し上げますが、知財を担当する裁判官の育成も、日本ではやはり基本はOJTなのだろうと思います。司法研修所でも、希望者を対象とした知財に関する研修は行われていますが、本格的に知財の専門性を身に着けるためには、やはり実務経験を通じて鍛えられるプロセスが1番効果的でしょうね。日本の場合、知財高裁ほか、東京地裁・大阪地裁に知財専門部がありますが、裁判官としての異動サイクルの中で、そういった知財専門のセクションを複数回経験する裁判官が相当数いる状態です。そういうプロセスを通じて、日本の知財裁判の専門性とその厚みが確保されているのかと思います。

ロジはとにかく大変だった!

- JICAプロジェクトがなく、現在のようにインドネシアに法務アタッシェもいない時代ということで、現地の最高裁とはどのように連絡を取っていたのでしょうか。
- 松川 赤根部長から、インドネシア最高裁のスタッフで英語が堪能なディアンさんを紹介してもらいました。とにかく、インドネシア現地に、法整備支援にコミットしてくれる日本側の人がいない状態ですので、基本は、日本国内にいる私が、メールや電話で、ディアンさんと直接やりとりをして、様々な企画の立案や調整をしていました。とても気の回る人で、しかも当時司法研修所の所長をしていたアグン最高裁判事のアシスタントのような立場でスムーズに話を通してくれました。彼女が窓口となってくれたことで本当に助かりましたが、全て遠隔というのはやはり大変ではありました。
- ―― インドネシアの最高裁判事等を日本にご招待するときはどのような感じだったので しょうか。
- **松川** JICAの本邦研修であれば、宿泊場所も含め、ロジの大半をJICAが対応してくれるわけですが、当時のインドネシアとの関係では、そういった受け皿もないわ

法に関する実情調査報告」 I C D N E W S 第 4 9 号(2 0 1 1 年 1 2 月 号) 1 1 9 頁及び前掲注 5 の「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究」 I C D N E W S 第 5 0 号(2 0 1 2 年 3 月 号) 7 6 頁も参照。インドネシアでは、異動と昇進を一体化しており、例えば、「 1 B 地裁の所長→ 1 A 地裁の裁判官→ 1 A 地裁の所長→ 高裁判事」といった順序で昇進していく。

けですので、それはそれは大変でした・・・。今では、法務省も各種国際会議などを主催する経験を経て、コーディネート業務や会議運用業務を外注するなども普通になっているかもしれませんが、当時はそういうノウハウも省内にほとんどない中で、私も含めた職員数名による自前主義。もう旅行代理店兼添乗員のような状態で、イスラム教の皆さんの食事やお祈り場所にも配慮しなければならないなど、サブスタンスの準備・運営よりもはるかに大変でした(笑)。まあ、今となっては良い思い出ですが、外国法曹などを招へいする場合、滞在中のロジなどはあまり自前でやろうとし過ぎず、業者への外注をできるだけうまく活用した方が、継続性が高まるでしょうね。

3 4年ぶりに日本の最高裁判事がインドネシア訪問

- ―― 松川教官は、大谷剛彦最高裁判事のインドネシアへの海外司法視察¹⁰にもご同行されていますね。これはとてもすごいことのように思えるのですが、いかがでしょうか。
- 松川 日本の最高裁判事がインドネシアを訪問するのは確か三十何年ぶりだったはずで、 そういう意味では画期的なことといえるかもしれませんね。当時は、日本にとって の東南アジアの重要性がどんどん増してきている時期だったように思いますが、法 分野でも両国間の交流が促進されていくことを予感させる出来事だったように思い ます。
- そうしますと、思ったよりも早い時期に、最高裁判事のインドネシア訪問が実現したという感じでしょうか。
- **松川** 確かに、あの当時にそういう企画立案をしたというのは、最高裁秘書課の担当者 が、非常に先見性のある方だったのかもしれませんね。

日本の裁判所の協力姿勢

- ―― 日本の裁判所のアジアや法整備支援に対する認識も変化してきているように感じま すでしょうか。
- **松川** 単純化した言い方ながら、日本の外国との付き合いは、かつてはいわゆる欧米の国々に追いつけ追い越せのキャッチアップ型関係が中心で、それは裁判所の渉外関係でも同様だったと思うのですが、そこが徐々に調整されてきているということはあるかもしれません。先ほど触れた最高裁判事が東南アジア訪問というのも一例かと。

法整備支援ということに特化して考えてみた場合も、司法機関という組織の性質 上、政策的に前に出るような活動が難しいのは前提ながら、そういった司法機関と

 $^{^{10}}$ 大谷剛彦最高裁判事は、司法関係機関との協力・交流を促進するため、平成24年9月26日〜同年10月7日(同月6日は機中泊)の期間で、インドネシア及びタイを訪問された(インドネシアについては、同年9月26日〜10月1日)。なお、在インドネシア日本国大使館において、本訪問がプレスリリース(写真付)されている。https://www.id.emb-japan.go.jp/news12_27j.html

しての立ち位置をはみ出さない範囲内で、法整備支援への協力は着実に進んでいるように感じます。裁判官出身の長期専門家¹¹や国際協力部教官¹²もかつてより増えましたよね。また、現在では、裁判官出身の長期専門家が現地に赴任する前に国際協力部教官として勤務するという助走期間も設けられたとも聞いていますが、そういう具体的な変化の1つ1つに、裁判所の姿勢が表れているように感じます。

法整備支援を法整備支援だけから考えない

―― 最後に、今後の法整備支援をどのようにしていけば良いかなど、何かアドバイスを いただければと思います。

松川 アドバイスなどというのはおこがましいですが、自分として心がけていたのは、法 整備支援の重要性を感じるからこそ、法整備支援だけを見ていてはいけない、とい うことでした。法整備支援は成果が短期で明確には出にくいだけに、なかなか重要 性を上手く理解してもらいにくいところがありますが、一方で、法整備支援はもち ろん税金を使ってやっていると。そのため、相手国と日本国のwin-winの枠 組みを考えるのはもちろん大切ですが、それにとどまらず、納税者に何をどのよう に還元できるか、という視点も忘れてはならないように思います。私が法整備支援 を担当していた時、相手国の法制度等の実情調査を外部委託する仕組みを活用した 上、その調査報告書を積極的にウェブサイトに掲載するという取組みを始めまし た。これは法整備支援のスキーム作りなどの前提となる実情把握を効果的・効率的 に行うという意味で相手国と日本国の双方にwin-winであるだけでなく. そ こで得られた知見をウェブサイトで公開することで、納税者への還元にもなってい るわけです。更にいえば、法整備支援の広報も兼ねているということになります し、官民の垣根を超えた法分野交流・相互理解などの促進にも寄与するかもしれま せん。こういう日頃の活動や工夫などを通じて、内外のサポーターを増やし、自然 な形でうまく巻き込んでいくと、法整備支援の幅のようなものが広がり、足腰が強 くなっていくのではないかなあと。

また、今後、法整備支援というステージから、より対等な交流のステージへと移行する国も出てくると思いますが、そういうポスト法整備支援の枠組みも、持続性を持つ形でうまく形成していけるといいですね。漠とした言い方になってしまいますが、アジアの国々同士の社会的・経済的距離感がもっと近づいていくであろう中、国境を越えてのルールのあり方はどうあるべきか、その中で日本ならではの役割は何なのか、法整備支援は、そんな大きな問いかけの中にあるのかもしれません。

¹¹ ベトナム, カンボジアに続き, インドネシア, ミャンマーにも, 裁判官出身の長期専門家を派遣するようになった。 12 松川教官の時代は, 裁判官出身の国際協力部教官は1名であった。現在は2名。



【現地での活動の様子。1番左がアグン判事、右から2番目が松川教官。】